

第五章 著作權法公布

一起 死 回 生

明治三十二年の新年宴會に社長松下鉄三郎がした挨拶の概要を社員が筆録したものが残っている。

「ちょっと御挨拶申し上げます。今晚御一同とめでたく一酌を共にするは甚だ同慶まことに愉快であります。昨年幸に会社経営も好結果でありました。全体昨年はあまり商売には面白くない年柄でありました。然るに好結果であつたということは、全く御一同の御尽力の然らしめた所と存じます。且つ金原（明善）さん並に為替店事務を御扱いになる諸君、なかんづく鈴木君の御助力によって金融の円滑であつたということも大なる関係があると存じます。これは同君に向つて厚くお礼を申さねばなりません。ついでには今年も同君に向つて御助力を乞ひ、また我々もいま一そう奮励しまして、昨年より今年はいま一そう好結果を得て、そうして明春はいま一そう愉快なる宴會を開くことを希望します」

丸善と金原明善との關係については既述した通りで、丸善の財政整理、悲境脱出への援助をひきうけた金原は腹心の鈴木仁一郎を、毎日丸善に出勤させて、事に当らせたので、上記の挨拶中に鈴木さんとするはこの仁一郎である。前年三月の調査によれば、丸善の東里為替店にたいする債務は、まだ六万二千五百円のこつており、そのうえ、

前に発行した空株一千株、空社債四万三千円が存し、これが丸善危機の元をつくっている。そこで鈴木は、丸善幹部に組合を結成せしめ、その組合が株と社債を買収することにして、その資金は組合員を債務者として東里為替店より貸しつけた。これは丸善の資金が確実に五万円に達して、整理が終了したのちに、その株式を組合員のあいだに一定の割合をもって、各自の所有名義に分割するという案なのである。

三十一年五月二十日、丸善取締役の松下鉄三郎、小柳津要人及びその使用人たる金沢井吉、中村重久等十三人を盟約者とし、金原明善をその相手とし「各当事者間に誓約する条項」三十個条よりなる「同文の本証書十四通」をつくり、各署名者が一通ずつ保持することになった。(前章五月二十日に「本社員ト金原氏ニ於ケル誓約書ニ調印ス」とあるのがこれである。)

丸善の百年史上、一番の危機はこの財政整理で、その成否はまさに社運の分水嶺であった。さればこの詳細はすでに第一編(三〇〇―六頁)に記述されているが、時期としてここに入るので幾分の重複を顧みず、「金原明善伝」により、もう一度誓約書の主要条項を左に摘記する。

- (1) 盟約者は各自保存する株券に売渡委任状を付して明善に預けること(第一条)
- (2) 空社債は速かに盟約者の手で収集し、明善と協議の上にその処分を行う事(第七条)
- (3) 丸善より債務の担保として、東里為替店に「動産悉皆ヲ書入アルヲ以テ他ノ債権者ヨリ右動産ヲ差押ユル等ノ危険アル場合ニハ盟約者ハ速カニ金原明善ヘ書入動産ヲ引渡」さねばならぬこと(第十二条)
- (4) 明善もしくはその代理人は、丸善に対する「債権ガ金二万円未満ニ減額」されるまで丸善の取締役に就任

する権利を有すること。(第十三条)

(5) 債務完済もしくは株式および社債の処分を終った場合、盟約者間に分割する株の比率を予め明記しておく
と(第二十條)

そして「金原明善」の伝記者は

「丸善の幹部はこの誓約証の内容をよく守り、経営の健全化に努力した結果、明治三十二年度の決算において、それまで繰り越してきた損失残高を、完全に補填することができ、また株券と社債も、その大部分を収集処分することができた。かくて三十四年(一九〇一)八月一日、合名会社金原銀行頭取金原巳三郎との間に、以前の「誓約証」に代わる新しい「契約証」を取交わすこととなるのである」

又いわく――

「実に丸善の財政整理は、東里為替店にとっては、企業自体の興廃をかけた大事件といってもよいであろう。しかし、明善の義侠心と部下にたいする絶体的信頼、また担当責任者鈴木をはじめとする職員一同の献身的努力、一方丸善側における盟約者の誓約実行の誠意と会社復興への熱意等がかさなって、整理を順調に進捗させ、みごとに会社のためなおしを実現することができたのである。丸善復興の見通しがついたということは、東里為替店にとっても、経営のピンチを脱したことを意味する」

思うに丸善全史を通じての大外護者が二人ある。ひとり福沢諭吉で、彼は丸善設立のアイデアを与えた。いま一人は金原明善で、彼は挺身してその経済的危機をすくった。福沢は精神的に種子蒔く人の役を果し、金原は経済

的に建て直しの支柱となった。

福沢についてはいまさら事新たに説く必要がない。金原は財界人といっても「いま二宮尊徳」といわれた徳行家である。明治の実業家にして儲け一遍倒の、利益の獲得のためなら、あえて非人道的行為をなすも恥とせぬ算盤の化け物のような人物とちがい、その実業主義に東洋道徳を加味した者は渋沢栄一と金原明善の二人のみ。渋沢の「論語」は有名で、高等商業学校においてはこれを講義したこともあり、金原の報徳宗も誰れ知らぬ者なく、全財産を投じて天龍川の治水工事にあたった熱誠は、明治十二年皇后の上聞に達し異例にも

浅しとてせけばあふるる川水の　こゝろや民の心なるらん

との御歌一首を賜わった。金原は丸善の仕事が、日本国のため須要の重大事であるために助け、しばしば難関に逢着しながら手をひかなかったのは、丸善の重役社員が、社の頹勢もり返しに、小言不平ひとつこぼさず、熱心に事を処理するので、見捨てかねたのである。

二　タイプライター

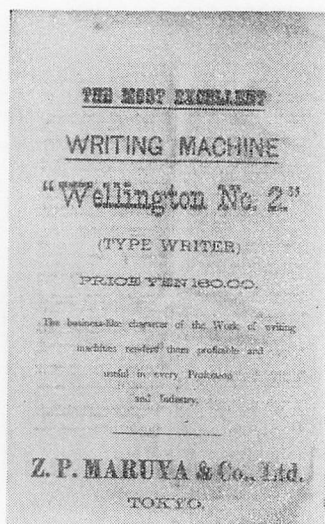
この年三月の「学の燈」(第二十四号)“Writing Machine”としてタイプライター Wellington No. 2 の広告が出ている。しかし“The business-like character of the Work of writing machines renders them profitable and useful in



金原明善



Wellington Typewriter No. 2



ウェリントンタイプライター広告

every "Profession and Industry" という広告文だけで、その実物の絵も写真もはいっていない。price Yen 160.00 とあるのは当時として高価にすぎて、普通の人にはちょっと手が出ない。

日本におけるタイプライターの歴史もしらべてみたら興味ある事であろう。「高橋是清自伝」をみると、明治十八年一月、農商務省書記官に任ぜられ、十一月アメリカ出張を命ぜられた。翌年正月はニューヨークで迎え、特許院を參觀した。

「内務卿は私の便宜のため、とくに特許院自由参入券を交付してくれたので、その後は各部局にも自由に出入して、帳簿のつけ方、絵図面のとりあつかい方、書籍の整理方法等をくわしく修得した。また石版部の主任ピーター氏について石版術の説明をきき、その発達の順序を示した見本をもらった。一ばん感心したのはタイプライターの使用であった。院長が用件を口述すると、速記士がそれを速記して、すぐにタイプライターで打つ。みるみ

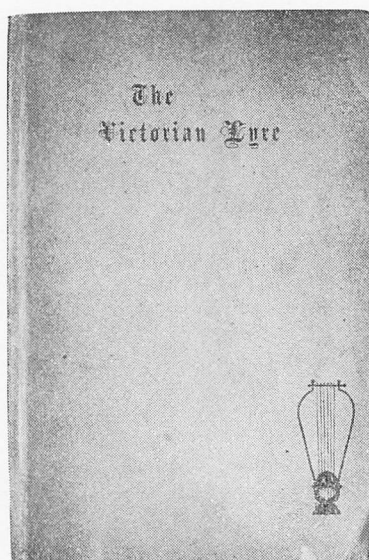
る印字となって現われてくる。今でこそ別に珍しい事でもないが、四十余年前（この書著作の昭和十年からいって）のことであるから、その迅速さには私もいたく驚かされた」

石井研堂の「明治事物起源」には「欧文印字機アンダーウッドを、始めて本邦に輸入せしは、学習院の講師たりしアーネスト・ケンダルなりという」とのみあって、その年月がしるしてないから、初輸入の時期がわからぬが、いづれにしても、このタイプライターの便利さは、汽車や電信とはちがった意味で、日本に文明のコムプレクスを痛感させた。しかも何千という漢字を駆使せねばならぬ日本語においては、タイプライターをつくる事が不可能と思われ、他の文明の利器は鉄道でも電話でも、日本に輸入移植できて、日本人も西洋人に劣らず利用できるのに、タイプライターだけは、日本語をローマ字がきに改めぬかぎり絶望である。

しかし使用希望者は存外に多かった。但しそれには習練を要するので、丸善では夜になると店の一角に、これの夜学をひらいて一時は三、四十人にあまる希望者を收容して盛況を呈した。そして外国関係商店から、外務省をはじめ諸官庁、大学などへとしだいにひろがり、それを駆使する女性たちは一種のエリート意識をもって、逸早く組合までつくったので、外務省の組合の旗は両手の指を図案化したものであった。

筆者のまなんだ早稲田大学では、英語の試験問題を、専門学校時代にはコンニャク版で刷り、明治末年には謄写版（ミメオ・グラフ）で印刷していたのだが、大正に入ると早々、はじめてタイプライターの試験問題がくばられて目を刮した記憶がある。但しタイピスト嬢が英語になれず、ミス・プリントが多かった。

「おい、学校はタイプライターを買いこんだのだ。いい女がきて打っている」



B. Ueda-The Victorian Lyre

と云って、放課時間にみんなで物めずらしさに、事務室の窓までのぞきにいったものだった。しかし大正四年には、まったく不可能と思われていた邦文タイプライターが出現した。

三 ヴィクトリヤン・ライヤー

この明治三十二年も、丸善は多くの和書、英書、その他の外国語関係書を出版しているが、なかでも最も異色の「学燈」の広告にまったく現れていないのは、おそらく僅々六十九頁の小冊子のために軽んぜられたのであろうか。翌三十三年になると俄然兩三回にわたってハデな広告をかかげたのは、思いの外に反響があって重版が出たためである。

上田敏は帝国大学の学生時代から新創刊の「帝国文学」の編集委員となり、内外の文芸を紹介批評して、典麗の筆致と、精緻な鑑賞とで、噴々たる令名を馳せた。

彼のダンテ研究は、その一部が「文学界」に掲載せられ、イタリヤ原文によって論功しているのが早く学界の注目をひき、処女著作「耶蘇」（博文館刊）は少年用といっても、早くから稀にみる名著との評をうけ、日本語で成

ったキリストの諸伝記中、ある意味で今日もこれを越すものは無いと云って過言でない。

「ヴィクトリヤ朝詩華集」は、いわば彼の第二の著作で、それから六年後に出て、象徴詩の移植をもって、日本詩壇をコペルニクスの転廻せしめた不朽の詩集「海潮音」の先声をなすと云ってもよい。

当時は詩書の輸入がまことに少なく、国木田独歩がブライヤントのようなありふれた詩人を読むのにも、なお内村鑑三から借りて筆写することが日記にみえ、帝国大学の一英文科学生は、級中ただひとりテニソン詩集をもっていたことを誇りとしている。蒲原有明はロセッチについて知るに、ラフカディオ・ヘルンの講義の筆記を、それを聴講した学生から借覧している。そういう時代に応ずるために、上田敏はこの詩華集を編んだので、日本人としては最初のころみであり、しかも外人の撰択に一顧もはらわず、全く独自の嗜好によっていること、大胆至極であるとともに、そこに又万斛の清新味が汲める。これで詩の紹介も初期のロングフェローやロウェル、ウアズワースからテニソン時代を脱却して、近代の真只中にとびこみ、ボードレール、ヴェルレーヌへの過渡的中撃点の役割を果たした。内容は左の通りだ。

I Edward Fitzgerald

Rubāiyāt of Omar Khayyām

II Dante Gabriel Rossetti

The Blessed Damozel. The Sea Limits. The White Ship. Beauty (Sappho). The Ballad of Dead Ladies (Villon). Francesca de Rimini (Dante). La Pia (Dante). Sonnets from "The

House of Life"

III Algernon Charles Swinburne

"When the Hounds of Spring". Iylus. A March. Love at Sea. Sapphics. Ballad of the Lords of Old Times (Villon). Fragment on Death (Villon). The Pilgrims.

IV Rudyard Kipling

A Song of the English. The Coastwise Lights. The Song of the Dead. The Deep-Sea Cables. The Song of the Sons. The Song of the Cities. England's Answer. The Recessional.

すなわちイギリス詩壇の新声中の新声にまじうるに、ギリシヤ抒情詩の詩祖サッフォと、世界文学の最高峰でイタリヤ語の創成者なる偉大なダンテ、身は浮浪のゴロツキの親分でフランス詩の開拓者なるヴィヨンをまじえ、それらの大陸詩にはいづれも脚註として原詩を添えているが、サッフォだけこれを欠くのは、ギリシヤ語が語脉を異にして、おそらく利用者がないためであろう。上田敏自身は、どの程度にかギリシヤ語も解し、サッフォも原語でよんでいる。この詩華集は僅々七十頁にみたない小冊子であるが、新しい詩を翹望する文学青年にあたえた感銘は異常であった。明治詩壇に象徴詩を創始した蒲原有明の「閑談・ロセッチの回想」に述ぶところはこうである。

「そうこうしている私の眼の前には、また一つの麥光星が出現して、思いもかけぬ天の一方に、わたしの好奇心をひき去った。上田博士編纂の『ヴィクトリアン・ライヤア』である。この書は題から云っても片々たる小冊子にすぎない。丸善の発行である、それでも素朴で洒麗であったと云える。開卷第一にオマル・カイヤムの

四行詩が載っている。噂に少しづつ聞いていたが、このペルシャの原詩から英訳された『ルバイヤット』は初見参である。わたくしは先ず感動した」

上田敏がまず、これを教科書として学生におしえ、他にも具眼の士でこれを求めた読者があったと見え、四か月ならずして再版が出ているのは、明治の英語習得者の読詩眼のすすんでいたこと、むしろ意外の感がある。

四 万国著作権同盟

この明治三十二年に直接に丸善のみが当面したのではないが、日本の学界、出版界、著作家、新聞社などが一緒に、大きな影響を受けずに済まなかったのは、三月四日に著作権法が公布され、ベルヌ条約といわれる国際著作権擁護組織への加入を余儀なくされたことである。

それまで我が国は著作権法については、まったく野ばなしの状態で、翻訳、翻案、翻刻、劇の無断上演、音楽の無断演奏などみんな自由であった。じつはこれがため、有益な知識が無償で摂取できて、それが我が科学、産業、政治、文芸その他一般文化を円滑に発展向上せしめた恩恵ははかり知れない。だからできれば、万国著作権同盟（ベルヌ条約）には加入しない方がよいとは、官民こぞって一致した意見だったのである。

しかし日本は維新以来、最大難件としてきた条約改正を明治二十七年やっとイギリスの承諾を得たときの交換条件として、万国著作権同盟への加入が強制条項となった。

日英通商航海条約議定書の第三款に

「日本国政府は日本国における大ブリテン領事裁判権の廃止に先立ち、工業の所有権及び版權の保護に関する列国同盟条約に加入すべきことを約す」

とあり、また日独通商航海条約は、その議定書第四款末項に

「日本国政府は日本国におけるドイツ帝国領事裁判権の廃止に先立ち版權（思想上の所有権）に関する列国ベルン条約に加入するべきことを言明す」

とある。他の先進諸国との条約も大同小異であるが、ただアメリカは条約改正の時、ベルヌ条約にはいっておらず、したがって日本の翻訳、翻刻その他を規制する条約文がなく、依然野ばなし状態であった。（終戦後、進駐軍の文化部をたずね、筆者がこの点はどうなるのかと念をおしたら、係りの中佐（名を忘れた）が両国の間に出版上の取りきめは“Actually none!”で条約をしらべてみて驚いたと云った。実際において「風と共に去りぬ」の邦訳の出版社などがあわてて承諾をもとめて代償をほらい出したのは終戦後のことで、それより前は、たとえばウィリアム・ジェームズの「プラグマティズム」の翻訳許諾をもとめても、何等のロイヤルティを要求していない。）

早くいえば、いま東南アジアやアラビヤ、アフリカの新興独立国が、日本の書物を無断翻訳し、日本の音楽を勝手に放送しても、ロイヤルティについては問題にしようがないと同じく、維新後三十年間は、日本もその点を大目に看過せられたが、日清戦争の大勝が、先進国の目にこの問題をすておけないと考えさせるに至ったのだ。

この後はそういう野放図なことは出来なくなったわけで、実際さすがに正直に翻刻許可を求める訳者がしだいにふえて来たが、翻訳は旧態依然で、迂濶にも文部省がワグナーの「単純生活」を無断翻訳したところ、すでにその

版權をもらって訳書を出している者があり、それから訴えられて、あわてて官訳を絶版にしたような例もある。

五 ナシヨナル・リーダー翻刻問題について難者に答う

しかるに、国際出版条約の加盟が、明治三十二年で、それまでは無条約だから、翻刻も翻訳も自由で、何等とがめられるべき理由のなかったのを知らず、最近読売新聞にこういう投書があらわれた。(読売新聞 昭和四十四年七月一日)

「ナシヨナル・リーダー普及の史実を正確に」 無職・城田高久 64

最近「丸善外史」を読んだ。丸善が創業して百年、明治のはじめに外国語の教科書を輸入し、それが果たしたわが国の外国語普及、文化的貢献は計り知れないものがあり、非常に興味深く読ませてもらった。ただ、この中にどうも事実と違ったところがあるので、あえて投書したわけです。それは「丸善が翻刻出版したナシヨナル・リーダーが、明治、大正にかけ、ほとんど日本全国にわたって普及した——」というくだりです。

たしかにナシヨナル・リーダーは普及しました。しかし、それは丸善が出版する以前、すでにニューヨークでこのリーダーを出版していたバルンス出版会社が、当時東京・築地にあった居留地四十一番館にドイツ人のエフ・シュレーデルを代理人として駐在させ、広く普及につとめておりました。シュレーデルは遠藤幾之進という通辞(通訳)をとめない、日本各地を訪れ、日本の将来における英語の必要性を説いて回りました。丸善が出版したのは、その最中だったのです。

さらに、これはいいにくいことではあるが、丸善はその出版に当たりバルンス社に対しても、また代理人であるシュレーデルにも何の了解もなしにだしたもので、このため安価な日本製品におされバルンスのリーダーは販路を断たれてしまいました。

さきにいったように、私は丸善が半世紀以上にわたり、日本の文化向上に果たした役割は認めております。しかし、このナショナル・リーダーに関する限り、丸善の態度はうなずけません。……丸善では近く百年を記念した「丸善社史」を編さんされるそうですが、ぜひ歴史の事実だけは正しく伝えていただきたい。

そのときのシュレーデルは、ほかでもない、大正十二年、自ら「第二の祖国」として愛したこの日本で、十七歳の生涯をとじた私の父親です。（茨城県土浦市）

このような疑惑と誤解をもつ読者は他にもあるかと思ひ、こと丸善に関するし、とくにこの「丸善外史」への言及があるから黙っておられず、ことに大新聞にのったのだから多くの読者の目にふれて認識をあやまらせているので、ここに答えておこう。

「丸善外史」は丸善の内輪でつくった私史の意味で、外史とは正史の反対で、もともとそういう意味をもつ言葉なのである。また「社史」とても社の正史とはいひ条、ただ丸善の歴史をかくのが主たる使命で、ナショナル・リーダーの輸入普及史をかくのでないから、他社がそれに如何に関係し、貢献したかは、こと丸善と関係なき限り、書くべき責任も、義務も、あるいは権限もない。又「丸善外史」にはこの投書がとくに引用符としている「丸善が翻刻出版したナショナル・リーダー」云々という文句はどこにも書いてない。丸善も参加した六合館が「ウィルソ

ン・リーダー」を翻刻したと書いているので、ナショナル・リーダーについては店員田中二郎の談として「売れ行きの筆頭」の中に、他の五、六のリーダーと共に、ナショナル・リーダーも加わっている。そして普及したリーダーだから、章を独立させてそれが及ぼした影響はかいた。しかし丸善がこのリーダーを翻刻したとは一度も書いておらず、第一、そんな奥付のあるリーダーは今までのところ、われわれの手に一冊も見出だされておらぬ。

バーンズ出版会社がエフ・シュレーデルとかいうドイツ人を代理人として駐在させて、普及につとめたことが、かりに事実としても、そのために丸善がナショナル・リーダーを取次いで普及した実績は、ちっとも消えないのである。

そこまではよいとして、そのドイツ人が来朝して全国各地うりひろめに廻る最中に、丸善が了解なしにこれを出版したとあるが、ベルヌ条約加入以前は、翻刻出版が自由で、これが咎められる理由もないし、第一丸善はてんで、そんな出版はしていない。しかし当時の新聞をみるとこういう記事はある。(明治二十年一月二十二日)

「米国ニューヨーク、バルンス会社の出版に係るニュー・ナショナル・リーダーを出版届の上翻刻するもの、現に府下のみにて五十余名あり。その売高もじつに夥しきが、今回同会社より、右リーダーは米国に於て版權を所有せるものなる故云々との事を、その筋へ照会ありしにつき、同書翻刻人一同を、昨二十一日、その筋へ召喚して、右バルンス会社の名儀を削除すべき旨を論達したりと」

これで見ると、日本で翻刻出版したのにバーンズ出版社出版と印刷してある点がわるいだけになっている。これが翻刻を禁止すべき理由も権能も政府にはないのだ。それから鳩山和夫の回想談(太陽増刊「明治十二傑」)をみる

と、彼が大隈外相のとき外務省の翻譯局長をつとめていて、こういう事件があったことを述べている。

「治外法権がある限り、日本の法律は外国人を保護しない。保護をうけたければ日本の法律にしたがえばいい。……そのころアメリカ公使から、日本でナショナル読本の翻譯をやるというて、あれを小言をいって手紙をよこした。私はその手紙をもって出かけていって、こういう手紙をアメリカ公使から受けようとは思わなかった。私はアメリカにいる時、アメリカで翻譯した安い本をいろいろ読んでおった。イギリスで出版したのを買うと高く、アメリカ出来なればその値段が半分か三分の一でよむことができる。日本でもそれをやっているのがある。アメリカでイギリスの本を翻譯していながら、日本人がアメリカの本を翻譯して悪いということはない。日本の版權はアメリカ人を保護せぬというて、その手紙は返すと云ったところが、手紙を返してくれては困るから、そのままにしておいてくれと云って、それから翻譯は小言をいわなくなった」

これは年代からいって、バーンズ会社が人をよこした新聞記事のあらわれた後と推定せられるから、多分、日本の「その筋」へかけあっただけでは心もとないと感じて、アメリカ公使に訴え、外務省にかけあってもらったのであろう。この関係から鳩山は著作権に関心をもち、日本のベルヌ条約加入には、終始反対の態度を持し、現に「万国版權保護同盟加盟上の注意」という論文を雑誌「太陽」の巻頭にのせている。（明治三十二年二月五日発行）

しかし、日本のベルヌ条約加入発効の日までに、すでに翻譯したものは既得権によって咎められず、翻譯も着手しているものはいいとなって、学者たちの中には、三冊も四冊も、十枚か二十枚ずつ、名目上だけ訳しかかって既成事実をつくろうとした者もある。

しかしくり返していうが、条約改正の時アメリカはベルヌ条約に加入しておらぬので、日本との間にそれに関する取りきめは何もなく、その後アメリカも加入したが、しかしそのために又ふたび条約を改正するということはなく、ずるずると終戦後にまで及んだのである。そして著作権法はこの明治三十二年三月四日に公布せられたのである。しかし学者間にも、著作者間にも、実感として痛切にひびかず、その証拠には、当然新著作法に抵触する上田敏の「ヴィクトリヤン・ライヤア」が編者も、出版者も、読者も何等気づくことなく公然と世におこなわれ、わが国に最初にベルヌ条約の加入を強制してきたイギリスからも、何の故障の申出もなかった。

六 二十世紀はいつから始まるか

この明治三十二年がくれるに当って、世界ははからずも一大問題の解決を迫られることになった。それは前々から、論議の声があがっていたのだが、二十世紀はいつから始まるのかという疑問である。

日本の年号では、明治三十二年が終れば、当然三十三年がつづき、その間に何の注意すべき点もないが、西洋紀元では、この年をもって千八百年代はおわり、来年は呼び声がかわって千九百年となる。しからば十九世紀も千八百何年という呼び声の廃止とともに終って、来年の一九〇〇年から、新しい二十世紀は始まるべきではないのかと論ずる者が出てきた。新聞紙は報じていう。（『時事新報』三十二年二月十六日）

「二十世紀二十世紀と夢のように唱えいたる二十世紀も早や目の前に迫り来れり。然るにこの二十世紀なるものは千九百年（明治三十三年）の一月一日より初まるべきものなるか。但しは千九百一年（明治三十四年）の

一月一日より初まるべきものなるか。西洋はこれにつきてやかましき議論ある由」

そして、千九百一年説の根拠とするところは

「寒暖計などにてはまず零度というものありて、その上下幾分のあいだを一度という。決して零度と呼ばず。

これより考うれば初めの三百六十五日は零年の何月何日にあらずして第一年の何月何日なり。故に百年十二月三十一日を以て第一世紀は完結し、百一年一月をもって第二世紀は始まるものとす。これを以て二十世紀は千九百一年一月一日より初まるを至当とするなり」

これに対する反対説はこうである。

「初めの三百六十五日はただ何月何日にして、二年目より初めて何年何月何日を生ず。千八百九十九年十二月をもって千九百年は即ち完結したるなり。二十世紀は千九百年一月一日より初まらざるべからず」

これを新聞紙は「数理上より来れる説」と報じているが、普通常識をもってしては、よく納得がゆかない。それより、一桁あがって数字のよび声が変わったところで、世紀をあらためることが、これまでの慣例だから、一八九九年で一九世紀は終り、一九〇〇年から二十世紀は始まるという議論が常識的にわかり易く、早く新世紀を迎えることを翹望する一般人心に合致して勢力を占めた。しかしそういう慣例ができたという歴史的証拠はなく、人間の年齢も西洋では満をもつて数える。キリスト生誕の年と伝説せらるる年を紀元一年ときめたとすれば、当然一九〇一年から二十世紀は始まるとするのが穏当であるというところにおちつく傾向をみせてきた。

その後、年が明けてから、明治三十三年の正月、ウィルヘルム二世が、ドイツではこの年から二十世紀に入った

ものとするという横紙破りの決定をしたと報ぜられ、イギリスの一部もあわやそれに同調しそうな気配もあって、世論が動揺したが、良識はやはり、一九〇一年説におちついた。

「日本においては十九世紀というも二十世紀というも、わが紀元とは毫も関係なく、西洋諸国にてそれときまらば、それにて差支えなき事なり」(東京日々新聞)

一般はそうであり、学者たちもこの事から何の印象もうけておらぬと見え、三宅雪嶺博士が再三この思出に言及している以外、他にそれについて書かれたものを見たことがない。しかし丸善は全く無関心ではおられぬ。

なぜなれば丸善の仕入れさきは、ほとんど全部といってもいいほど欧米で、これまでとても、西暦を用いずしては一日として、商売がなりたたなかったからである。むしろ日本の取引先きが、あまりにも西暦に無関心なので、不便を感じることもあったぐらいだから、これを機会に、日本に西暦意識がつよくなり、それがしだいに常識化して、日常にも用いられるようにでもなれば、丸善にはかえって便利になろうというものだ。